

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産  
最終仕入原価法による原価法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、権利（非減価償却資産を除く）  
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。
- ・無形固定資産（ソフトウェア）  
ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとする定額法によっている。

#### (3) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）  
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 田主丸一麦寮拠点区分（社会福祉事業）
    - 法人本部
    - 障害者支援施設 田主丸一麦寮
    - 短期入所事業 田主丸一麦寮
    - グループホーム 一麦ハウス
    - 相談支援センター いちばく
    - 障害児相談支援センター いちばく
  - イ 第二田主丸一麦寮拠点区分（社会福祉事業）

- 障害者支援施設 第二田主丸一麦寮  
 短期入所事業 第二田主丸一麦寮  
 ウ ステップ拠点区分(社会福祉事業)  
 就労継続支援B型事業 ステップ  
 グループホーム むぎハウス  
 グループホーム むぎっ子ハウス

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	263,748,710	0	0	263,748,710
建物	379,382,437	1,157,420	28,249,710	352,290,147
合計	643,131,147	1,157,420	28,249,710	616,038,857

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	263,748,710	0	263,748,710
建物(基本財産)	886,504,838	534,214,691	352,290,147
土地	23,969,154	0	23,969,154
建物	26,023,423	16,369,164	9,654,259
構築物	72,254,873	33,762,010	38,492,863
機械及び装置	76,832,102	40,558,902	36,273,200
車輛運搬具	41,200,230	18,795,307	22,404,923
器具及び備品	189,709,208	142,537,014	47,172,194
その他の固定資産	250,000	0	250,000
合計	1,580,492,538	786,237,088	794,255,450

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

科目	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	105,357,888		105,357,888
未収金	338,788	0	338,788
合計	105,696,676	0	105,696,676

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品 8件	6,574,256 円	3,611,204 円
計 8件	6,574,256 円	3,611,204 円

(2) 補助金の請求について

請求先・・・久留米市

受入先・・・施設整備等補助金収入及び補助金事業収入(公費)

①令和5年度久留米市障害者総合支援事業・・・969,000円

※新型コロナウイルス感染予防用としての備品購入費用に対して

②令和5年度久留米市社会福祉施設等災害復旧事業・・・1,637,000円

(障害者福祉関係)

※令和5年7月10日豪雨被害に対する保険適用外設備費用に対して

③令和5年度久留米市社会福祉施設等災害復旧事業・・・16,554,000円

※令和5年7月10日豪雨被害に対して